

貞享元年の津軽藩の検地について

花田, 義弘 / HANADA, Yoshihiro

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

103

(終了ページ / End Page)

113

(発行年 / Year)

1962-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010678>

貞享元年の津軽藩の検地について

花田 義弘

序

検地については古くから見られるが、所謂太閤検地は文祿三年に至ってその規準も統一され方針が一応確立されたと言われる。これが家康に受け継がれ多少の改めはあったが根本的な変革はなく実施されていった。

近世藩領の検地は出目の増加を主要目的としたが、これはそのまま農民に対する貢租強化と結びついている。幕府及び諸藩が封建的支配権を維持していくには検地は重要な基礎工事であった。故に太閤検地を基盤にして、以後の新開地及び竿のがれ地を検地し、内高を増加しようとした。幕府は武家諸法度に「万事応江戸法度於国定所々可遵行之事」とし、又慶安二年には検地条目を制定し、専ら課税対象の新田の開発に主力を注いだのである。

貞享元年の津軽藩の検地について(花田)

一、津軽藩の新田開発と諸検地

太閤の奥州(1)検地は天正十八年に実施され、津軽(2)藩の検地は文祿元年、前田利家以下東奥巡見使が下司し津軽氏提封四万五千石としている。

徳川幕府はその初期に於いて幕藩政治体制を整え、経済的基盤の確立のため、新田開発に努め、農民を土地に緊縛すると共に、高請農民の確保と貢租の増加に努力した。勿論諸藩も同様な政策を取り、財政の安定に力を注いだ。

初代津軽藩主為信公は領地の安堵を図り、四万七千石(3)の版図を確立し、慶長二年、従来の六郡(4)を三郡にして統治した。それ以後、藩では積極的に土地を開発し、治水工事も実施していった。元和、寛永の大凶作による廃田と再興、新田、新村の派立、又延宝年間には民

間^⑤の下新田開発の建白もあり、多くの新田が派立した。寛文期には五所川原、床舞、長科の開発も夥しく、特に天和元年に新田取立方なる役を設けた。またその頃出された広須新田御掟条目^⑥十一ヶ条は幕藩体制下では驚異的な開発促進策で、それによれば人寄せを置き、知行派から御蔵派に切替えて実施している。勿論新田開発奨励策として小知行派、租税の減税、士分の授与、封祿褒状等種々の特典を与えて之に努力している。

津軽は亦河川が極めて多く、その氾濫、改修は農民に幾多の苦痛を与えている。堤防の改修などはたとえ苦痛であってもなさざるをえないところである。岩木川、平川、浅瀬石川、十川の四大川を初め、十三湖、田光沼、その支流諸川の堰の修築・植林等がそれである。

二代信牧公は寛永二年、御郡中惣高を檢地し、三年を費し、三代信義公は正保二年、知行高辻帳を幕府に提出している。四代信政公は明暦二年惣檢地を実施、同三年「津軽郡中惣檢地帳家中並百姓より取上改む」と「津軽信政公事續」^⑦に見える。寛文^⑧四年津軽高辻帳を提出して、表高四万七千石を維持している。寛文五年には「明暦以来^⑨の開墾改帳仕立新檢地初る」とて愈々新田派立が激しく行なわれるに至った。同十一年、外ヶ浜と西浜の檢地、翌年百卅七ヶ村^⑩派立、延宝三年には

領内の竿入れをし、新間竿六尺一步を一間とし、四年には畑物成^⑪御年貢御定め」となり又「畑方植物に付納米定仰付三卯年秋より納米板^⑫ゆすりに被仰付」れた。すなわち畑年貢を定めたのである。六年には寛文十一年打越之御郡中の田畑檢地を行ない、七年には下ノ切藤崎等各遣の新檢また上磯下磯ともに御竿入れをしている。天和元年には御巡見使が来藩し、同六月「弘前藩^⑬津軽領内の民戸を調査」した。そして村数七百廿一ヶ村戸数一万三千軒、内半分は給地百姓なり^⑭としてい

二、貞享の総檢地

江戸時代前期から中期にかけて全国的に領内檢地が実施され。その目的は前記の如く貢租の増額で新田開発に主力をおいたが、これは幕藩体制の封建的經濟にその要因がある。租税の金納化、俸祿の給料化、及び商業の発達が之を促し、農民に対する搾取が益々過重となっていた。且つ諸藩の參勤交代にからむ諸費用の増加、奢侈的

生活の傾向もこれに拍車をかけた。

幕府は武家諸法度・慶安の御触書・儉約令を発したが、益々財政は困窮していった。

1 検地の方針

信政公は津軽中興の祖と言われ、新田開発、植林、治水の大事業はこの時に当って特に進展した。しかも前述の如く寛文以来殊に激しかった。豊作、凶作、廢田等があつて田畑の面積、石高が不明確であつた。しかし天和の頃迄には津軽三新田⁽¹⁶⁾を除いては開発も一応峠を越したので、ここに収入増のため田畑の正確さを要求し、全領内の一斉且つ一定規準と方針で実施踏査による総検地を実施する事になつたのである。

検地の準備は天和二年十月各村落に調査要項を示し、村役人より一村落毎に略図と書上帳(天和之書上帳と称する)を徴する事になつた。⁽¹⁷⁾

訓令⁽¹⁸⁾によると一村毎に略絵図と田畑の書上帳及び検地案内人と村役人から宣誓書と証文を徴している。これは検地の嚴重な事を村方役人に威圧的に示したものである。又「検地⁽¹⁹⁾案内之者誓詞前書」として三項目を出している。

これによるとどんな態度で臨んだか大要を掴む事ができる。即ち土地はすべての所を隠さずに申上げ、田畑の級

貞享元年の津軽藩の検地について(花田)

位も決して情をはさむ事なく正確に付け、特に開発新田畑や隠田は如何なる縁者でも隠したりしたら役所へ申述べる事、又御朱印地は限界を明白にし、紛らわしい点や法に触れそうな事は詳細に申上げる事とし、然も之を後世迄の証拠としておくといひ、検地の厳しさを明らかに物語っている。更に「名主⁽²⁰⁾組頭百姓より取候証文之事」として「差上申一札之事⁽²¹⁾」が五項目ある。即ち検地案内には一歩も見落す事なく書上帳とよく照合し、隠田のないようにし、もし隠田があつたらどんな処置をしてもよい事、又道路堀等は規定通りにし、田畑を減じないように十分調査する事、又他郷との出入地は無断で処理しない事等で、最後の五項目はすべて御家内の諸法度に背いたり、後日違法の事が知られたら如何なる処罰をも仰付けてもよいと書き、且つ最後にこの一札に少しでも相違があればどんな事をされても恨むような事はないという確約証文を提出させたもので、如何にこの検地に際し、藩が強的な態度で臨んだかが頷かれる。

又一方天和四年には四十一項目にわたる「御新検御竿奉行勅方覚書⁽²²⁾」なるものを出している。即ち検地の方針を具体的な方法で説明しており、この検地の性格が如実に表現されている。ここにその特質的なものを挙げて見ると、1田位は百姓に相談し村位も調べ、石盛も吟

味すべき事、百姓の逃散防止、高請農民の保護政策が入っている。2 田畑の地形、用水、日射等を考え、再検の際も相違ないよう野帳に明記する事、3 間竿は十分注意し、よく改めつつ使用する事、4 屋敷は四壁引とし、屋敷内の除地等は仔細を書き、由緒ある宮等は本締役へ申上げる事、又私有地は除地として許可しない事、5 町、地子、寺の各屋敷は四壁引せず、裏、表の竿を間違ひなく取り、小見世は除いてもよいが、しかし之が屋敷内にあるなら除かない事。小見世は津軽特有のさしかけ小屋をさすが、これをみても突に細かい所まで行き届いているといえよう。6 庄屋屋敷内の小蔵は下坪に一間通りを加え、この内としてもよいが、現在小蔵がなければ屋敷の面積とする事。即ち庄屋と雖も特別扱いをしない事がわかる。7 畔引きの寸尺は大小を考え、間数ひいては歩数はこれを崩さず、二尺四寸迄は捨てても二尺五寸より五尺四寸迄は半間、五尺五寸以上は一間として算定する。8 田地畔引きは開墾地の場合百歩に付、畔二十歩ずつ除き広い所は溝等も考慮してよい事。(これは含みのある開墾奨励策の一つでもある) 9 畑を田にする事は一向差障りがない故、願出させて検地し、訳を記帳して田位をつける事、10 田地とは為しえないから畑にしたいと願ったら、庄屋五人組頭で吟味し、将来も見込みがない

と見極めたら証文を取り検地し畑位をつける事。(即ち廃田を拒み極力田地に重点をおいている) 11 川端の田は洪水と共に変るから、大きくは二間除き、訳を記帳し、面倒な所は本締役へ相断する事、12 川原を田畑にするに申請したら、よく検査し役所に届け差図を受ける事。(これは河川の多い津軽ならでは見られぬ条項で、河川の氾濫と改修が如何に農民を苦しめたかを示すとともに、川の保護と、こんな場所からでも年貢を取る事に怠りがあった事を表現している) 13 藪の中でも畑があったら検地する事。14 田畑の稲上げ場の空地でもよく検討し、田として可能な所は田または畑として検地し、記入し、庄屋預り地とする事。稲上げ場でも三十歩以上は検地する事。即ち貢租田を多くし、私腹を肥やすような事はさせない。15 堰合の土の上げ場の他は作毛してもよく、一間に五間以上は検地し、抱地を願ったら、訳を記入し、一年作が不可能の時は歩数を記し、畑地とする事。これも用水路の多い津軽らしさを示し、堰合のたった五坪の所(流れ場)でも作付地としている点全く行き届き過ぎているほど行き届いたものである。16 新用水路、新道、墓地等は十歩以下と三十歩迄と三十歩以上とを区別して証文を取ったり、仔細を記入し役所へ申告したり代官所や惣奉行に願ひ出てその認可をうるを必要とした。且つ

手形形式迄指示し除地も最低の線をとり、一步の見落しもない気ごみを感じられる。17庄屋や村中が介抱して住んでいる者については竿入れを除く事を認めている。この点は竿奉行の目を逃れる津軽らしいぬけ道といえる。18田畑ともに他村に入込んでいる越石は入作と同じようであるが別種のものである。津軽では旗本采地支給の事に関連するものとして入作と同一視したらしい。故に此方から向うへ誰某の分が石を越していると解したらしい。津軽特異のものといえよう。19悪地で下々田以下の田は石盛を下げて記帳する事とし、新田開発のため、百姓の懐柔策を取っている。

即ち地域的特徴をもつ北端の津軽藩は一步でも土地を拡充し、且つ無抱地は庄屋預りとし、未検地の場、たとえ空所でも百姓が年貢を免れる事がないようにし、実に細々とした所まで目を届かせて収入を増加しようとした。そのために農民を上手に懐柔しつつ、嚴重に検地を実施せんとしたのである。検地役人は藩の意向を体して關東及びその他の藩に比して仔細且つ嚴重に検地を実施したのであった。

2 検地の実施

前述の方針の下に検地が実施された。この時のことについては『津軽信政公事績』に「貞享元年二月、(23) 御

貞享元年の津軽藩の検地について (花田)

郡中御新検被仰付惣奉行大道寺隼人、間宮求馬、元締武田源左衛門、佐藤新五左衛門、田口十兵衛(中略)御竿奉行田村源左衛門等四十八人附添下役竿取共一手八人ずつ当年より三ヶ年にして御郡中不殘惣檢済、分米水帳共相極同年三月十二日より新検地通り御收納被仰付候(後略)」と見える。即ち惣奉行の下に検地役人ら一手四十八人が幾組かに分れて一斉に検地条令に従って実施し三年で完了し、その年の秋から新検地台帳に基づいて貢納させているのである。「御郡中不殘」とは全く文字通りであった。

現存する「陸奥国津軽郡〇〇庄〇〇村御検地水帳」²⁴は九百廿二冊であるが、これは西ノ内紙に書いた根帳であるとされている。各村毎に一冊又は数冊にまとめられ五月頃作成されている。一例を中別所村のそれにとつてみる。

葛野 三拾九間 式反六畝步 太郎左衛門

上田 式拾間 分米三石壹斗式升

(中略)

右者津軽郡鼻和庄之内中別所村御検地以六尺壹分間竿
老反三百歩石盛位付帳面書記者也

貞享四丁卯年五月 惣奉行 大道寺隼人印

間宮 求馬印

この検地帳には分付は全然なく、又大地主は三四ヶ所に田畑をもっているように分けられたまま記載され、又屋敷をもっていない者は七割、屋敷持三割くらいである。田畑両方持ち六割、田持ち三割、畑のみは一割くらいで庄屋又は本家へ奉仕するという本家、分家関係の強い雰囲気表われている。

さてこの検地帳の作成過程を示す天和書上帳は残っておらず大方不明であるが、ただ一冊「平賀庄富田村田畑御検地水帳」⁽²⁵⁾ という別種のもので残っているが、之を考とし「富田村之絵図」⁽²⁶⁾ を式として「富田村田畑御検地案内之古帳」を参「富田村御検地御竿留野帳」⁽²⁷⁾ を四、「富田村御検地御蔵野帳」⁽²⁸⁾ を五として前記の表題がついてその作成順がよく示され、且つ、その記入内容は夫々異なり順次に細かに書かれて台帳に至っている。誤記が一ヶ所ほど見られるが検地帳では訂正され極めて正確に厳正に調査記入されている事が分り、検地条令の通りに実施された事が考えられる。

この検地の結果田方は六ツ成畑方は五ツ成で京枡⁽²⁸⁾ で計算されている。尺は六尺一分が一間、三百歩一反は幕府の規定通りである。しかし今ここに貞享の検地の「御郡中御検地高目録」⁽²⁹⁾ を見ると貞享以前の諸検地は必ずしも正確さを保っていない事がわかる。即ち天和

元年の検籍には七百廿一ヶ村とあるのに対して貞享では六百卅四ヶ村となり八十七村も少なくなっている。又分米は二万二千余石、成米で二万余石の出高をつくり、貞享度検地の正確さ、きびしさを示し予定通り検地目標を達成していると思われる。

検地が終ると此の新検後の改正を農民に徹底させるために「新検作法之触渡し」⁽³⁰⁾ が「四年二月廿六日より組毎に……七人相廻り被仰付候」とあって一役人が二組位ずつ担当して廻っている。それとともに従来の三庄⁽³¹⁾ 十六遣を十六組に改名し遣目も代官割及代官所⁽³²⁾ と改称し村名の変更も実施した。即ち統制上行政上藩の方針の徹底化を期するために各変革を実施したのである。

三、検地と貢租

検地の重要な事は田畑の登録と作職一年貢負担者の決定にある。しかしてその主要目的は貞享四年の「田畑貢納」⁽³³⁾ の改正に見られる。同年二月「新検地に付被仰付」⁽³⁴⁾ と十項目を出している。即ちそれには、新検地では石盛等は今迄よりも緩和したし、又従来と異なり、年貢も一定に決めたから百姓の働き次第によってそれだけ利益が多くなる故、農事に精を出すよう村方へ徹底させる事、又藩の重要事は別としても地方では極力百姓人

夫を使わず耕作に支障がないようにする事などという奉行への令達が見られる。しかし注意すべきは従来より負担率の軽い屋敷高や小役米等には具体的に触れているが肝心な正租は抽象的にぼかしているに過ぎないという点である。どこまでも農民を安堵させ、不平不満、反抗のないように懐柔の策を取っているのである。事實はどうであつたかというに、田畑貢納法の改正は総検地で決めたが、むしろ「天和之書上帳」に重きをおいて村位、田位、畑位³⁵等を規定しているもので地租改正まで一定の田法であつた。故に村役人の書上げの如何によって、その村の運、不運が長期にわたつて左右されたわけで、それだけに村役人の威勢が強^く農民が弱^いという傾向が特に津軽では著しかった。

貞享之田畑貢納法は土地、村の等級を定め、且つ如何なる豊年も定積を越して課税する事なく、又歉作で定積が不可能な時は所謂検見検地法で租額を減ずるとしている(村位は三等あり田畑位は各々九等位あり)中には再検で移動したり、又農事の熱心如何によって懲戒的に変更したものもあつた。田方は大抵新古ともに六ツ成(新田には二ツ成もある)で六公四民、畑と屋敷は五ツ成で五公五民の制であつた。

一方この改正で注目すべきは次のような小物成⁽³⁶⁾

貞享元年の津軽藩の検地について(花田)

の五口小役米の事である。即ち a、野手米は野手役と同じもので古いものであり、b、山手米と同じ性質のものである。c、人米は人夫の代りの課税なる故天領の六尺給米と同一義のものである。d、津出米は青森と鯨ヶ沢への駄送賃金で駄賃米とも言われた。e、口米は納米の減石補充で諸国の欠米に相当するものである。(欠米は検査し、余分は返したというが津軽では返さなかつたらしい)。

小役米は元来小さいのだが、藩に於いては小物成に属する課税で軽視出来ない収納であつた。以前は郡中千五百石余となつている。

ところが、この五口之小役米について検地総奉行兩名の伺書を見ると、之によつて五口小役米が新しく決まつた経過とともに、また貞享検地が如何に厳しかったかを裏づける事が出来る。三年十一月の伺書⁽³⁷⁾では小役米の総高は三年以前に比較すると五百廿七石余の減となつたとし、又十二月の伺書では従来そのままでは距離的に不公平を生ずるとして駄賃米を津出米⁽³⁸⁾と改め、一定にせん、その結果は六百六十一石余減少してくることとなる。しかし「新検以前の諸品上納」⁽³⁹⁾は重年貢になる故、赦免してはどうか、且つ又真綿は百姓が養蚕してないので難儀しているから赦免しては如何かと述べて、そ

の計は代米九百八十四石余であるとしている。諸品上納の三口は新検以前、田畑に余りもあって小役も勤めていたが、今度の新検はぎり／＼一ぱいに敵しくした検地の故、余りもなく今迄の如く二重に且つ手元のない品を納める事は容易でないため百姓の支出も多く、困難であろう。少しの収納の事から百姓が難儀するのは逆効果となり、結局藩の損になる故、百姓を成り立たせ耕作に専念し得るようにした方が得であるというのである。又今迄は小役を勤める上に百姓人夫の出方も多く、作毛も粗末に取扱われ、且つ年々災害と不作も多くなってきたから、よく検見をして過分に納米せぬようにしたらどうか、ともいい、もし不作その他で郡中惣成米一分成の違いは米二千六百石、俵で六千四百余石（但し四斗入）の減になる。このような観点からすれば小役米についてはよく吟味しなおし、百姓が農事に一心に励めるようにする事が肝要であると存ずるといふ申言であった。この意見がどのように扱われたか必ずしも明らかではないが、この事からしても貞享の検地は百姓にとって如何に無情苛酷なものであったかがわかる。津軽特有の爪の垢程の土地にも爪を立ててしほり取ろうとした検地であった。

四、結 び

近世的新田開発は寛文年間に集中し、検地も亦全国に行なわれた。そして漸次生産力は同一耕地に、より多くの労働力を投入するとか、有利な作物をつくるといった精農化する方向に入る段階になった。従って田畑永代売買禁止は勿論今迄の小農自立政策から分地制限の方向を取り小農維持、分化阻止等となってきた。

津軽藩も寛文、延宝、天和と新田が増加し、貞享元年の郷村帳⁴⁰によると相当に石高も上昇しているが、貞享の検地では減村、又減石も可成あるが、逆に村によっては倍近く増加している村も多数ある。即ち村数は減少しても総高は増加しているのはやはり検地そのものの敵重さを証明しているものである。実によく検地条目を正確に実施しているわけである。一方農民は全く余裕がなく搾取されている。津軽の如き後進地では役人はその權威を振り、百姓は只服従するのみであった。「百姓は死なぬよう、生かさぬように」とは全く当時の実態を表明したものである。津軽の自然的条件をうまく利用し、且つ実地踏査によって河川の隅々迄竿を入れ、その上検地条目については津軽的表現と解釈を用い、津軽の百姓の性格を上手に利用したかの感があった。先進地域の百姓

の如き活気性、反抗性もなく唯、隱忍持久する性質を逆用し懐柔策で治めていたのである。「津輕の盗人」と言うのもこの辺から端を發しているものとさえ思われる。

檢地の惣奉行、大道寺隼人、間宮求馬、檢地本締武田(旧櫛引)源左衛門、田口十兵衛についての落書(4)「新檢を打詰めたりや田口まで隼人が求馬、罪は源左衛門」とは正に百姓の苦しみ、恨みをうたった風刺歌である。貞享檢地はまさしくその後の津輕藩の農政の轉換期を示す文字通り嚴格そのものの竿入れであった。

註 みちのく双書第一集「永祿日記」同第六集「津輕一統志」同第七集「津輕歴代記類上」同第十一集「青森県租税誌前編上」

(1) 朱印状天正十八年八月浅野氏に与えた浅野家文書59、60号

同十九年秀次の書状伊達家文書65、69

(2) 津輕一統志 一七五頁五行、尚表高四万五千石については「太閤檢地論」1部三五二頁の表、及び「青森県租税誌前編」上、四九頁日本租税志前編より三万四千石とある。又永祿日記一三頁一二行に檢地と石高四万七千石とあるは誤筆である。

(3) 津輕歴代記類五四頁一六行、慶長六年関ヶ原の戦功にて上野国大館領二千石加封

(4) 右 同四四ノ一〇……六郡とは田舎、花輪、平賀、奥法、馬江流末の各郡、三郡…田舎、花和、平賀(永祿日

貞享元年の津輕藩の檢地について(花田)

記六三ノ一一)

(5) 右 同一三二ノ一五 延宝四年六月「渡辺利筆記」

(6) 津輕信政公事績 一九一ノ九

(7) 右 同一二五ノ七

(8) 津輕歴代記類 一〇五ノ一二「佐藤家記」又同年三郡を三莊十五遣としている(佐藤家記)又一〇五ノ一〇、一〇五ノ一六、四万七千石

(9) 津輕歴代記類 一〇八ノ四 「佐藤家記」

(10) 津輕歴代記類 一三〇ノ一 「佐藤家記」

(11) 右 同一三三ノ八 「佐藤家記」永祿日記五〇ノ一二

(12) 永祿日記 五〇ノ六 又五四ノ一 納米の事

(13) 永祿日記 五三ノ一二 津輕信政公事績一五八ノ一四に村数七百二十ヶ村とある……七百二十ヶ村が本当か?永祿日記では七百三十一ヶ村とある。

(14) 津輕歴代記類七九 弘前という名は寛永五年八月当鷹ヶ関の地を弘前と改名以後弘前藩と称す

(15) 津輕歴代記類 一三七ノ五「佐藤家記」

(16) 三新田とは木作、金木、俵元(元文二年派立檢地完了)二十八組となる…津輕平野開拓史「福士貞藏書」

(17) 青森県史(一) 八〇八ノ一

(18) 津輕信政公事績 一三〇ノ九:天和二年御新檢地に付御郡中不レ残一ヶ村限り略繪図及百姓持田畑等為書出檢地人罷越候節案内の者及名主組頭百姓あり為差出候誓詞及証文左ニ

(19) 右、同 一三〇ノ一一：検地案内の者誓詞前書

一、当村田畑屋敷山林まで御改之上は壹畝壹歩の所たり共隠し不申候事

一、田畑共に上中下の位少も偽りなく可申上候、並新旧畑共に隠田仕るに於いては仮令親類縁者にて御座候共無隠可申上候事

一、宮地寺地御朱印所は無紛様明白に可申上候、若他領などへ引ききらかし隠し置申者御座候はば是又早々注進可仕候尤跡にし田地、他領へ売渡或は質物坏に入置候儀御座候はば其段委細可申上候事 跡々誓詞文

(20) 右 同 一三一ノ五、五項目 又名主は庄屋に交更になつている(永禄日記五九ノ二)天和三年

(21) 右 同 一三二ノ六 四十一項目あり、その中の十九項目を記載したもの

(22) 右 同 一五八ノ八

(23) 弘前図書館蔵 原本九二二冊、西ノ内紙云云永禄日記六三ノ八

(24) 右 同 陸奥国津軽郡平賀庄富田村田畑御検地水帳

(25) (26) 同合本、原本ある

(28) 永禄日記 六三ノ二 四斗五入が一俵、但し京升方四寸九分深さ二寸七分ニ定マル 但是迄之升方二寸五分深さ五寸ニ有之候て少々太ト目ニナル

(29) 弘前図書館蔵 原本、折本

御郡中御検地高目録 田倉庄鼻和庄平賀庄

一、新検高 式拾六万千八百参拾壹石五斗六升四合

此反別 参万四千四百式拾町八反壹畝拾八歩 本村四百六

拾ヶ村枝村百七拾四ヶ村

此 識 高拾五万八千百拾五石五斗式升五合 田倉庄

高四万式千七百六拾六石式斗七合 鼻和庄

高六万九百四拾九石八斗三升二合 平賀庄

古 高 式拾参万九千参百七石六升

新 檢 三口高合 式拾六万千八百参拾壹石五斗六升四合

内 古成米 拾参万参千式百拾石参斗七升八合 出高

右新検成米拾五万参千式百九拾七石六斗壹升 田方六ツ成 畑方五ツ成

内 内式万八拾七石式斗参升式合 出分

右の外

一、広須御新田

一、小国御新田

一、河原平御新田

一、桑、漆、楮、松、杉、桐等植付新畑

一、小役米高

一、山畑

一、寺社境内之除地

右七処新檢之高辻ニハ先除置候追而委細可奉覽上候 以上 貞享三丙寅年十月廿三日 大道寺準人 間宮 求馬卿

(30) 津軽歴代記類 一七〇ノ七

(31) 右 同 一〇五ノ一二 津軽信政公事續一二九ノ二

(32) 永禄日記 六三ノ二

(33) 津軽信政公事續 一六〇ノ八

(34) 右 同 一七〇ノ一二 十項目

39 右 同 一六三ノ六

38 右 同 一六一ノ六

37 右 同 一五二ノ一四 新檢已後小役米の積御檢

地總奉行大道寺隼人、間宮求馬より伺書

一、山手米：略 一、野手米：略 一、口米：略 一、夫

米：略：米合八千貳百六拾四石五斗六升八合

○新檢以前貞享三年小役米出高：中略：米合九千七百九拾

貳石五斗六升五合三ノ内

八千貳百六拾四石五斗六升八合：新檢以後之小役米出方

の積り

右は只今までの小役米と新檢以後の小役米積差引仕如斯

御座候 以上

貞享三寅年十一月二十一日 大道寺隼人 間宮 求馬

38 右 同 一五四ノ九：津出米之事：前略：然るに

駄賃米に仕合、不仕合御座候自今以後は駄賃米を津出米と名
を改：後略

39 右 同 一五七ノ五 新檢已前諸品上納之事：三

口とは油代：抱地百姓一軒に付在油五升つつ代米四二四石五
斗 真綿代：まわた十五匁、代米四四八石六升 麻苧代：麻

苧百目つつ 代米一一一石六斗九升一合〓代米〓九八四石二
斗五升六合

前略：

右三口之小役米新檢以後御赦免被遊候様にと申上候義如何に

貞享元年の津輕藩の檢地について（花田）

存候得共新檢以前は何れも田畑に有余御座候に付小役も相勸

候得共此度委細に地詰相濟申候故田畑にて出高御座右三口之

小役の貳弥重に出し又は其所に無御座品申付候ては買調差上

候義は百姓の費多く御座候 僅の所にて御郡中の痛に罷成義

に御座候間少分之義は御忽に被仰付百姓成立候様致し、自今

以後耕作等精を入候様仕度奉存候 唯今迄は品々小役相勸

其人夫之出方百姓一軒に付所に寄一ヶ年申之出入数一田方作

毛龜相に取扱申候に付不慮之水干の外年々不作仕御檢見之上

御取納米過分に差引申様ニ奉存候

御郡中總成米にて一分成の違

但一分成と申は田一反歩に付米九合五ノ六分の減

米合二千六百石余、俵に〓六千四百俵余、但し一俵付四斗

入、銀に〓六十五貫目余、但百匁に付四石の積 金千八拾

兩但兩替六拾匁

右者積罷成義に御座候然新檢已後小役等の義は御忽に被仰付
百姓成立申候て用畑にて引き不申様仕度に奉存候不作仕候

処は僅の義にて致都合候ては夥敷御損益罷成候兎角百姓共成

立作毛能く仕出候様仕度義と存寄の程申上御事に御座候以上

貞享三年十二月二日 大道寺隼人 間宮 求馬

40 弘前図書館蔵 原本 陸奥国津輕郡高辻村々々（郷村帳）寛文四年と貞享元年

41 永祿日記 五九ノ一一 落書

（青森県弘前市立千年中学校勤務）